

秋田県告示第 2 8 1 号

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第 4 号）第57条第 4 項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第59条の規定に基づき、告示する。

令和 7 年 5 月 9 日

秋田県知事 鈴 木 健 太

売りさばきを廃止した者の住所及び氏名
秋田市卸町三丁目 7 番 2 号
秋田協同書籍株式会社